

島根県報

平成19年8月31日 (金) 第 1,910 号

(毎週火・金曜日発行)

http://www.pref.shimane.lg.jp/

目 次

告 示				
平成19年9月定例県議会の招集	(財	政	課)	1
土地改良事業施行の同意	(農村	整 備	課)	1
森林法第189条の規定による告示及び掲示	(森林	整備	課)	2
県道の路線の認定	(道路	維持	課)	2
県道の路線の廃止	(″)	2
道路の区域の決定	(″)	3
道路の供用開始	(″)	3
公 告				
クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定	(薬事	衛生	課)	4
基本測量の実施	(用地	対 策	課)	4
特定調達公告				
島根県シンクライアントシステム運用機器の賃貸借契約に係る一般競争入札の実	(情報	政 策	課)	5
施				
島根県行政情報ネットワーク用パソコンの購入に係る一般競争入札の落札者等	(会	計	課)	7

|--|

島根県告示第712号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定に基づき、平成19年9月19日定例県議会を松江市に招集するので、同条第5項の規定により告示する。

平成19年8月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第713号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の 2 第 5 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に同意した。

平成19年8月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業主体名	事業	名	同意年月日
邑南町	亀谷中地区農道事業(農山漁村活性化	どプロジェクト支援交付金)	平成19年8月22日

島根県告示第714号

平成19年農林水産省告示第657号で保安林指定施業要件変更保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定に基づき、その通知の内容を雲南市役所及び飯南町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成19年8月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

但	不分明である通知の相手方					
保安林の所在場所	保安林の権利者	住 所				
飯石郡飯南町井戸谷695 - 1、695 - 5	藤井 文人	飯石郡飯南町井戸谷323				
雲南市三刀屋町根波別所2379、2422 - 1、2422 -	益田 仁士	神奈川県横浜市戸塚区原宿町367 日立原宿				
2		アパートC - 401				
雲南市三刀屋町根波別所2380 - 1、2380 - 2、	木村由紀子	広島県広島市南区出汐 4 丁目 1 - 27 - 302				
2422 - 7, 2422 - 9						
雲南市三刀屋町根波別所2383	安井 助市	雲南市三刀屋町根波別所1556 - 2				
雲南市三刀屋町根波別所2421 - 21	藤本 文枝	雲南市三刀屋町古城15 - 1				
雲南市三刀屋町根波別所2421 - 22	古川 好子	大阪府泉佐野市新安松 3 丁目 2 - 17 - 483				
雲南市三刀屋町根波別所2422 - 17、2422 - 18	内田 優純	兵庫県神戸市垂水区森友 2 丁目21				
雲南市木次町西日登1701 - 3、1832 - 1、3085 -	小林 伸生	雲南市木次町西日登1835				
2						
雲南市木次町西日登1889 - 1、3050 - 1、3056、	安部 武義	雲南市木次町西日登1283 - 1				
3059, 3071						
雲南市木次町西日登3023 - 3、3023 - 15	渡部 盛夫	雲南市木次町西日登 1694 - 2				
雲南市木次町西日登3040 - 1	小林チヨノ	雲南市木次町西日登1835				
雲南市木次町西日登3044	小林 知善	雲南市木次町西日登1835				

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

島根県告示第715号

道路法(昭和27年法律第180号)第7条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、島根県土木部道路維持課及び松江県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年8月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

整理番号	路	線	名	起	点	重要な経過地	管轄する県 土整備事務	備	考			
罡垤笛与	斑	級	10	終	終	終	終	点	里女は紅旭地	工空 備争物 所の名称	押	75
220	338 美保関八束松江線		松江市美保	:関町	松江主八市町	松江県土整						
550			松江市大海	崎町	松江市八東町	備事務所						

島根県告示第716号

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。

その関係図面は、島根県土木部道路維持課及び松江県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年8月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

整理番号	路	線	<i>₽</i>	起点 点 重要な経過地		==+> ₩₩₩	管轄する県 重要な経過地 土整備事務	備	考
置任留与	印	級	10	終	点	里女は紅旭地	工空 備争物 所の名称	押	75
220	八市松	丁4白		松江市八束	町江島		松江県土整		
000	338 / 八東松江線		松江市大海	静 崎町		備事務所			

島根県告示第717号

道路の区域を次のように決定したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示する。 その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成19年8月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路	子 の	路線名	道	路	の	区均	ţ		管轄する地 方機関の名	備	考
種	類	路 林 石	X	間		敷地の幅員	延	長	が 称	1/#3	75
県	道	美保関八束 松江線	松江市美保関町 から同市八束町 まで			メートル 8.20		- トル 455.58	松江県土整		
"		"	松江市八東町江 先から同市大海 地先まで			7.00 ~ 162.00	8,0	080.70	備事務所		

島根県告示第718号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第 2 項の規定に基づき告示する。 その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成19年8月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の 種 類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始 年 月 日	管轄する地 方機関の名 称	備	考
県 道	美保関八束 松江線	松江市八束町江島1128番22地先から同 183番25地先まで	メートル 403.70	平成19年 8月31日			
"	"	松江市八束町江島 1 番 2 地先から同町馬 渡258番12地先まで	686.00	平成19年 8月31日	松江県土整 備事務所		
"	"	松江市八束町波入432番1地先から同市 大海崎町501番1地先まで	2,166.05	平成19年 8月31日			

公告

クリーニング業法 (昭和25年法律第207号) 第 8 条の 2 第 1 項の規定に基づくクリーニング師の研修及び同法第 8 条の 3 の規定に基づく業務従事者に対する講習を次のとおり指定したので、同法施行細則第12条第 2 項の規定により公告する。

平成19年8月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 研修及び講習の主催者

財団法人全国生活衛生営業指導センター

東京都港区新橋6丁目8番2号

会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地

財団法人島根県生活衛生営業指導センター

島根県松江市大輪町420番地1

2 研修又は講習の種類等

(1) 第1型研修

開催年月日	会 場 名	所 在 地
平成19年11月11日	島根県立大学	浜田市野原町 2433 - 2
平成20年2月17日	ホテル宍道湖	松江市西嫁島 2 - 10 - 16

(2) 第1型講習

開催年月日	会 場 名	所 在 地
平成19年11月11日	島根県立大学	浜田市野原町 2433 - 2
平成20年2月17日	ホテル宍道湖	松江市西嫁島 2 - 10 - 16

(3) 第2型研修

受付開始年月日	受付締切年月日	レポート提出締切年月日		
平成19年12月 5 日	平成19年12月20日	平成20年 1 月31日		

(4) 第2型講習

受付開始年月日	受付締切年月日	レポート提出締切年月日
平成19年12月 5 日	平成19年12月20日	平成20年1月31日

3 受講料

第1型研修 5,000円

第1型講習 4,500円

第2型研修 5,000円

第 2 型講習 4,500円

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成19年8月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

基本測量(高密度メッシュ標高データ作成作業)

2 作業期間

平成19年9月3日から平成21年3月31日まで

3 作業地域

県内全域

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により公告する。

平成19年8月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 入札の内容
 - (1) 件名

島根県シンクライアントシステム運用機器の賃貸借契約

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 契約期間

平成20年1月1日から平成23年11月30日まで(うち保守期間は、平成20年4月1日から平成23年11月30日まで)

- (4) 入札方法
 - ア 入札者は、島根県シンクライアントシステム運用機器の賃借料総額(保守料については、月額に44月を乗じて得た額とし、保守料以外については、月額に契約期間の月数(47月)を乗じて得た額として、これらを合算した額。 消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)を入札書に記載すること。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とする。
- (5) その他

入札説明会は実施しない。

- 2 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者ではないこと。
 - (3) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを受けている者であること。
 - (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第4条の規定により、営業種目大分類「14 借入品」中分類「(2) 情報処理機器」の入札参加資格の認定を受けている者であること。
 - (5) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- 3 入札参加申請に必要な書類の提出場所等
 - (1) 入札参加申請書の提出場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地 島根県庁南庁舎6階

島根県地域振興部情報政策課 電子自治体推進室

電話:0852-22-5571 ファクシミリ:0852-22-5969

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

平成19年8月31日から平成19年10月1日までの県の休日を除く毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間は除く。)の間、上記交付場所において交付する。

- 4 入札の日時及び場所
 - (1) 日時

平成19年10月12日(金)午後2時

(2) 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟第2会議室

(3) その他

郵便による入札にあっては、入札書を平成19年10月11日(木)午後5時までに3(1)の場所に必着で提出とする。

- 5 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)を契約期間の月数(47月)で除し、12を乗じて得た額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額を契約期間の月数(47月)で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の 2 各号の10ずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、平成19年10月5日午後5時までに必要な書類を持参又は簡易書留による郵送(提出期限必着)により提出し、当該書類について説明を求められた場合はこれに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) その他

詳細は入札説明書による。

- 6 Summary
 - (1) Subject matter of tender

Lease Contract of Computer Hardware dealing with Shimane Prefecture thin client system

(2) Specification and quantity for lease

According to the bid explanation form

(3) Deadline for tender

2:00pm. 12th October, 2007

(4) Contract contact information

Information Policy Division, 8 Tono-machi, Matue City, Shimane Prefecture, 690-8501 japan Phone: 0852-22-5571

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号)第9条の規定により公示する。

平成19年8月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 島根県行政情報ネットワーク用パソコン 409台
- 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地 島根県出納局会計課 島根県松江市殿町1番地
- 3 落札者を決定した日 平成19年7月19日
- 4 落札者の氏名及び住所 株式会社松文オフテック 代表取締役 古川 義郎 島根県松江市苧町 6 番地
- 5 **落札金額** 102,480円(単価契約)
- 6 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 7 特例公告を行った日 平成19年6月8日

(8) 第1,910号	島根	! 県 報	平成19年8月31日
1			